

# 第3次小金井市 子ども読書活動推進計画





## はじめに

---



陳腐な言い回しで恐縮ですが「昔は良かった」。テレビや学習塾に支配されない時代の子どもたちは、学校から帰ると近くの原っぱに集まり、夕闇迫るまで遊び呆けたものです。そして夕飯後の家族団らんのひとときが終わると、眠りに就くまでの長い時間をいかに退屈しないで過ごすかに知恵をしぼりました。多くの子どもにとってそれは読書でした。毎日学校の図書館から本を借りてきては、ジャンルを問わずに読みあさったのです。そのような生活を通して、「豊かな心」や「知識」や「思考力」、即ち文科省がいう「生きる力」の基盤がしっかりと培われたのです。

さて、電話・カメラ・コンピュータ・テレビ・ゲーム・ステレオ・映画等のすべてがポケットの中の「スマホ」に収まるという夢が実現した現代社会。しかし人類は一つ新しい文物を得ると代わりに大事なものを一つ失います。今、子供たちの生活から活字文化に接する時間がどんどん減っています。将来を担うべき子どもたちの環境の危機といっても過言ではありません。

そのような状況にあって、このたび関係者が一堂に会して練り上げたのが「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」です。子どもの読書活動の活性化のためには、家庭、地域、学校、関係機関が連携して社会全体で取り組むことが大切です。今後本計画に基づいて、本市の子どもたちの読書活動がいっそう推進、充実していくことを祈念いたします。

平成28年3月 小金井市教育委員会教育長  
山本 修司

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 市の取組と成果 .....	4
3 今後の課題 .....	5
第2章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方 .....	7
1 目的 .....	7
2 基本方針 .....	7
3 計画の期間 .....	7
第3章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための取組 .....	9
I 乳幼児 .....	9
1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信 .....	10
2 市立図書館による支援 .....	10
3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援 .....	11
II 小学生・中学生 .....	13
1 各学校での支援 .....	14
2 市立図書館による学校等への支援 .....	14
3 市立図書館での支援 .....	14
4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動 .....	16
III YA(ヤング・アダルト)世代 .....	18
1 YA(ヤング・アダルト)世代への読書活動の推進 .....	18
IV 特別な支援を必要とする子ども .....	20
1 特別な支援を必要とする子どもへの取組 .....	20
2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援 .....	21
3 市立図書館の充実 .....	21

第4章	オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進	22
1	各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進	22
2	市立図書館の取組	22
【参考】	第3次小金井市子ども読書活動計画 第3章 事業一覧表	23
【参考】	第3次小金井市子ども読書活動計画 第4章 事業一覧表	30
資料編		31
	子どもの読書活動の推進に関する法律	32
	第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱	35
	第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱	37
	小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過	39





# 第1章 計画の策定にあたって

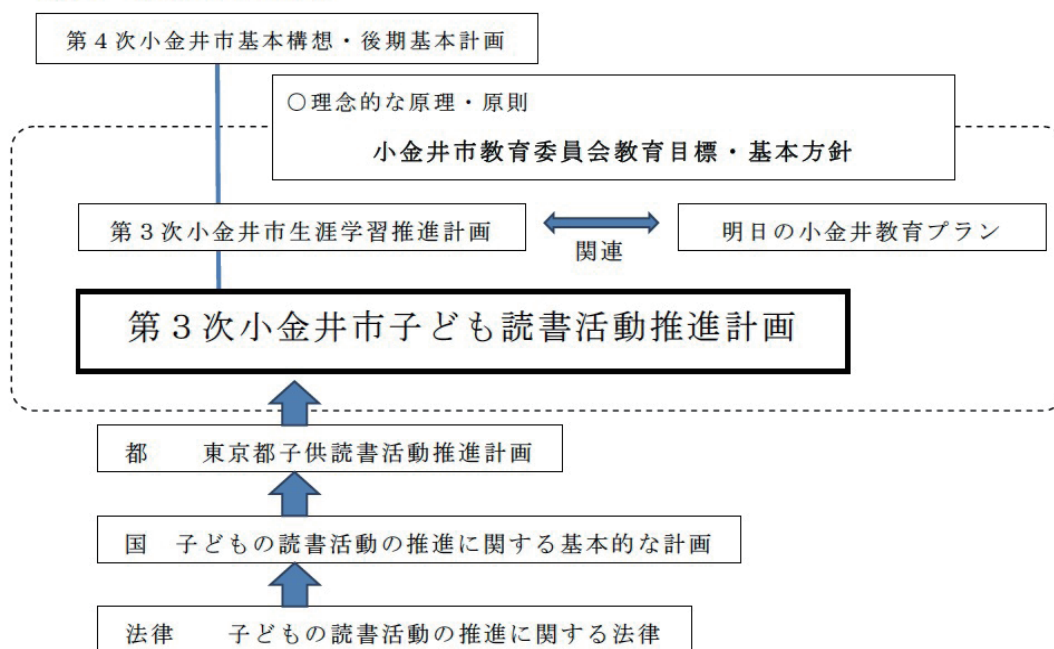
## 1 計画策定の背景

小金井市（以下「本市」という。）では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画として「小金井市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進施策53項目を掲げ、一定の成果を上げてきました。平成20年度が終期となることから、引き続き本市の子ども※1の読書活動推進のために、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画として「第2次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第2次計画」という。）」を策定しました。

その後、第2次計画の上位計画である第2次小金井市生涯学習推進計画は、さらに上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画との計画期間のずれを解消するため、平成27年度まで延伸されました。これを受け、第2次計画についても平成27年度まで2年間延伸することとしました。

延伸した期間では、第2次計画で目標として掲げた施策項目の更なる充実等を目指して取り組む一方、新たに貫井北センターの開館に向けて準備を行ってきました。平成26年4月に貫井北センターが開館してからは、公民館と図書館が一体となった新規行事やYA（ヤング・アダルト）世代向けの行事等を実施してきました。

【図1：計画の位置づけ】



第3次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）は、法律第9条第2項に基づき、第2次計画に続く小金井市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

本計画の策定にあたっては、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）※2」（平成25年5月）及び東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画※3」（平成27年2月）の内容を参考としました。

また、本市の教育委員会の教育目標及び方針である以下の内容を踏まえて策定をしています。

## 小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願う

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

（平成20年1月24日 小金井市教育委員会決定）



## 小金井市教育委員会の基本方針

---

### 【基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

### 【基本方針2「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

### 【基本方針3「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

### 【基本方針4「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成24年2月14日 小金井市教育委員会決定)

加えて、年齢に応じた取組、図書に触れる環境の整備、子どもが自主的に図書に触れる機会の創出等を検討しました。

さらに、平成32年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、日本の伝統・文化についての知識を広げ、新しい経験や体験を通じて、健やかな成長につながるよう検討しました。

※1：本計画における「子ども」は0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

乳幼児：0歳から7歳未満の小学校に上がる前の子ども

小学生・中学生：小学校、中学校等に通う子ども

YA（ヤング・アダルト）世代：おおむね15歳から18歳までの子ども

※2：国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は基本計画という。（以下第二次の基本計画は「第二次基本計画」といい、第三次の基本計画は「第三次基本計画」いう。）

※3：都の「東京都子供読書活動推進計画」は推進計画という。（第2次の推進計画は「第2次推進計画」といい、第3次の推進計画は「第3次推進計画」いう。）

## 2 本市の取組と成果

---

本市では、平成21年度に第2次計画を策定してから、毎年度施策の実施状況を点検し、各種施策を実施してきました。

### (1) 乳幼児

関係する各課との連携によって、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するために、ブックスタート事業等を市民協働により継続的に実施し、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築を図りました。

また、図書館各館での読み聞かせを市民協働により継続的に実施し、図書に触れる機会を創出する取組を行ってきました。

### (2) 小学生・中学生

小学生・中学生が、市立の小学校・中学校（以下「各学校」という。）で図書に触れる機会を作るために、司書の配置、朝読書の時間の設定、読書コンクールなどを行ってきました。また、図書館の図書を学級ごとに貸し出す団体貸出のサービスを各学期に行

うことにより、各学級での読書活動を推進してきました。

(3) Y A (ヤング・アダルト) 世代

平成26年4月に開館した図書館貫井北分室にも、本館に続いてY Aコーナーを設けたことで資料の充実がなされました。また、貫井北センターではY A世代対象の事業を実施するなど、Y A世代に対する読書活動の推進を行いました。

(4) 特別な支援を必要とする子ども

本市では、平成25年10月に小金井市児童発達支援センター「きらり」(以下「きらり」という。)を開設し、療育やその保護者のケアに力を入れてきました。図書館でも「きらり」と連携し、療育の一環として「きらり」に通う子どもたちの来館を手助けし、行動範囲の拡大をサポートしました。また、必要な図書を貸出し、「きらり」内の待合室などに置くなどの取組を行いました。

### 3 今後の課題

---

国の第三次基本計画では、第二次基本計画で指摘した、年齢が上がるにつれて子どもの読書離れが顕著になるという傾向が依然として改善されていないことが示されています。東京都においても同じ傾向であり、都の第三次推進計画では「小学生・中学生の読書活動状況等に関する調査」(東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度)の結果から、

- ・ 1か月に1冊も本を読まない人(以下「不読者」という。)は、身近な人に「本を読んでもらったことがある」「本を読んであげたことがある」「一緒に図書館や書店に行く」「本の話をする」等の体験が少ない傾向があること
- ・ 不読者の環境の改善には、家庭や地域を含む社会全体で連携した取組が重要であること、また、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つような気運を高めることも重要であること
- ・ 学年が上がるにつれて、読書について影響を受ける身近な人は友人となる場合も考えられ、保護者や教員ではなく友人と本の話をするような場の提供も必要であること
- ・ 年齢が上がるにつれ、進学・就職の準備や部活動等、様々な活動が増える中高生には本を読む時間の確保とともに、限られた時間の中で充実した読書ができるような働き掛けが必要となること

といった状況や課題が示されており、より一層、学校、地域及び図書館における読書環境

の整備や家庭に対する読書活動の啓発が必要とされています。

同調査の本市の結果では、東京都平均よりも1か月に1冊も本を読まない人の割合（不読率）は低い状況となっており、これまでの取組による一定の成果が出ているものと考えられます。しかしながら、年齢が上がるにつれて子どもの読書離れが顕著となる傾向や、不読者の置かれた環境は東京都と同様のものとなっており、その改善に向け必要な取組も共通しています。

以上を踏まえた、本市での課題は次のとおりです。

#### (1) 乳幼児

就学前から読み聞かせ等で習慣的に本に触れることや印象に残る読書体験ができるようにするために、保護者から乳幼児へ読み聞かせをすることの重要性や、読み聞かせのための情報提供、保育所等の乳幼児が過ごす場に絵本が行き渡り、図書が身近なものとなる環境整備等の取組が必要です。

#### (2) 小学生・中学生

読書離れの傾向は、年齢が上がるにつれ顕著になっています。小学生・中学生が、自分自身が読みたいと思う本と出会い、読書の楽しさを知ってもらうことで、自主的な読書につながる取組が必要です。

#### (3) Y A（ヤング・アダルト）世代

Y A世代は、進学、就職、部活等で本を読む時間の確保が困難な時期となります。Y A世代が興味を持って読むような進学・就職に関する図書や部活動等に関する実用的な図書が身近にある環境を整えること、休息としての読書の啓発や催しの実施等の取組が必要です。

#### (4) 特別な支援を必要とする子ども

特別な支援を必要とする方に対する理解が進み、公共施設でも支援体制の整備を行っています。引き続きすべての子どもたちが図書を楽しめる環境となるように、さらなる整備が必要です。

## 第2章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方

### 1 目的

---

本計画は、法律第2条に規定されている「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」を基本理念におき、図書を通じて豊かな感性・経験・知識等が生まれ、子どもの健やかな成長につながることを目的に策定しました。

### 2 基本方針

---

本計画では、子どもの成長段階に合わせて、関係施設との連携を主に考え、小金井市が今後5年間に実施する取組を明らかにします。

また、本計画は図書館が主体となり、庁内検討委員会及び作業部会の開催によって関係各課と協議した上で策定しました。本計画の推進における進捗状況については同委員会及び作業部会が点検を行っていきます。

さらに、都の推進計画に新たに追加されたオリンピック・パラリンピックへの理解・周知活動なども含めて本計画を策定しました。

これらを踏まえ、本計画は次に挙げる基本方針に則り策定します。

- (1) 1か月に1度は図書を読むように図書に触れる機会を作る。
- (2) 自主的に目的を持って本を読めるよう読書の質の向上を図る。
- (3) 図書の配置、関係施設との連携などによる図書の充実や読書環境の整備を図る。
- (4) オリンピック・パラリンピックに向けた新たな取組を行う。

### 3 計画の期間

---

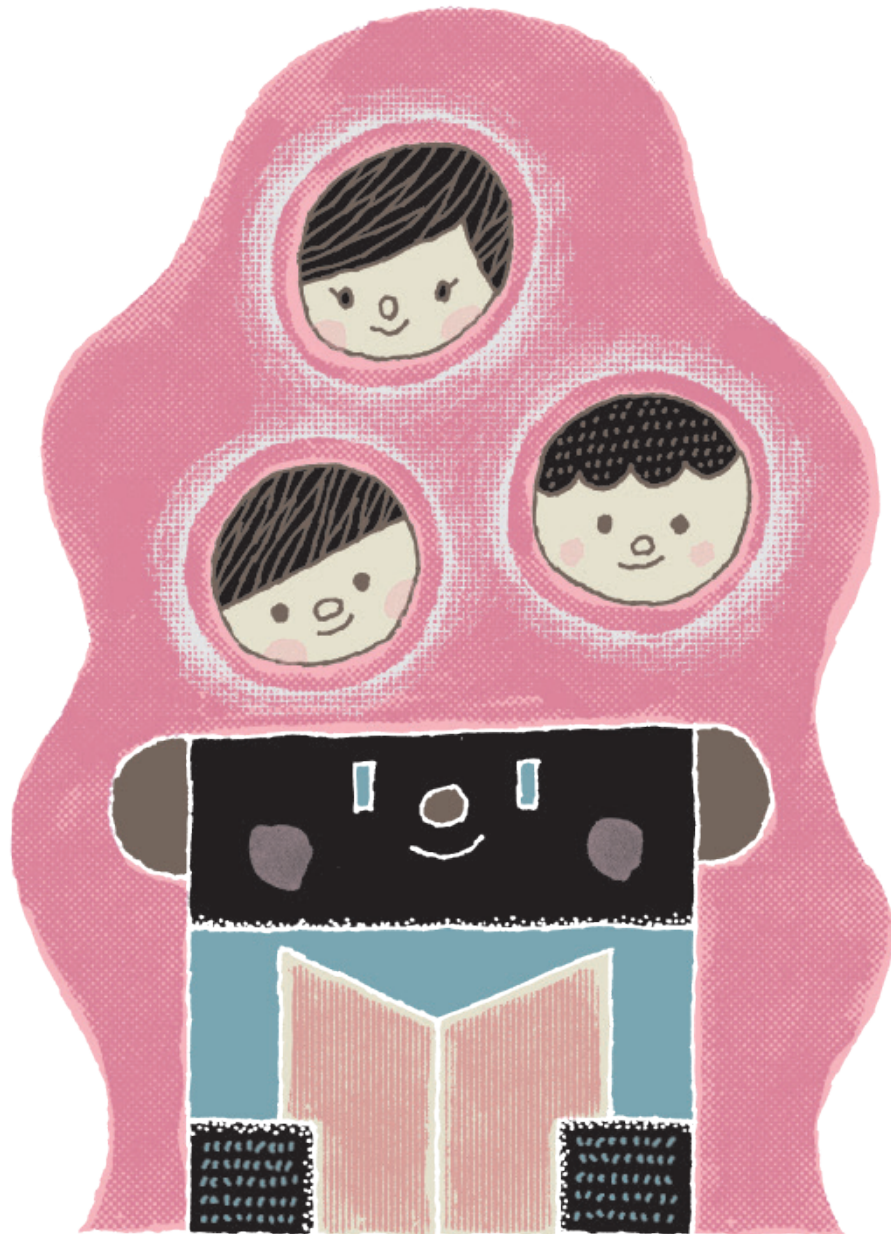
本計画の推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しをします。



## 第3章 第3次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための取組

### I 乳幼児

読み聞かせは子どもにとって、読んだ物語が感情に働きかけ、子どもの感情を豊かにし、コミュニケーション能力や言語能力の発達につながります。また保護者が読み聞かせをすることで、子どもと共に身近な大人が読書活動に理解と関心を持つきっかけとなります。乳幼児が習慣的に絵本や紙芝居等に触れることや印象に残る読書体験に寄与するため、本市では次の事業を実施していきます。



## 1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信

---

### (1) 乳幼児を育てる家庭への支援

本市では、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するためにブックスタート事業を市民協働で実施しており、この取組を今後も継続していきます。

また、ボランティア団体等が主催する乳幼児へ読み聞かせを行うおはなし会等の情報が必要としている保護者の元に届くよう、更なる広報活動に努めていきます。

### (2) 親子で遊べる広場での読書活動への支援

子ども家庭支援センター内にある親子あそびひろばでは、図書コーナーを設置し、年齢、季節を考慮した絵本を配置し、事業においても、絵本や紙芝居等の読み聞かせを実施しています。また、図書館及び地域サークルの情報を掲示するほか、毎月発行する通信に絵本の紹介記事を掲載しており、今後も図書コーナーの活用や読み聞かせ、情報提供を行い、親子のコミュニケーションの充実を図ります。

## 2 市立図書館による支援

---

### (1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供

乳児向け推薦図書パンフレットの作成、季節ごとのテーマ展示や新刊本の展示により、図書館の本の周知に努めています。今後は図書館ホームページでの情報提供を進めるとともに、関係する方々への情報発信の方法を検討し、周知活動の拡充に努めます。

### (2) 図書館へ行きやすい環境の整備

乳幼児を育てている方が図書館に行きやすい環境を作るために、限られたスペースの有効活用や、書架の配置の見直しにより、多くの乳幼児が利用しやすくなるよう努めます。また、関係各課の行事等でも図書に触れる機会を作ることができるよう連携を図ります。

### (3) 絵本や紙芝居等の充実

保護者からの要望、関係機関の発信する情報や要望等を収集し、乳幼児向けの絵本や紙芝居等の充実を図ります。



(4) 図書館等での定期的なおはなし会の実施

図書館で実施するおはなし会では、乳幼児に読み聞かせる絵本や紙芝居の紹介だけでなく、ブックトークや手遊び、わらべ歌などを取り入れます。また、地域の状況に合わせたおはなし会ができるように検討を行っていきます。

併せて、図書館で実施しているおはなし会の周知だけでなく、関係団体が行っているおはなし会活動状況の情報リスト、マップ等を作り、情報提供システムの構築を図ります。

(5) 読み聞かせ活動の支援

地域や関係施設で読書活動やおはなし会活動をしているサークル、図書ボランティアの方との連携により、更に充実した活動ができるように支援をしていきます。

(6) 外国語を母語とする乳幼児への読書活動の支援

外国語を母語としている乳幼児の読書活動を支えるため、さまざまな言語（英語、中国語、韓国語等）の図書の充実を図ります。

### 3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援

---

(1) 園児の読書活動への支援

絵本に親しみを持つように公立保育園の園内各所に絵本に関する手作り人形を展示し、絵本に親しみの持てる環境づくりに努めます。また、公立のみならず、私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的で開催している園長会等で情報交換をします。

(2) 保育園での絵本や紙芝居の充実

絵本や紙芝居の質の向上を図るために、絵本や紙芝居に関わる機関のおすすめ本リストなどを参考にして購入を検討します。

(3) 絵本に触れる環境づくり

乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本を選びやすいようにするなどの配慮を行い、絵本に触れる環境の充実に努めます。

(4) 家庭への支援

クラスの懇談会等で乳幼児が好きな絵本や年齢にあった本、家庭で読むのに適した本の紹介を行うなど、家庭での読書活動の充実を支援します。

また、幼児クラスにおいては、保育園所蔵の絵本の貸し出しも継続して実施します。

(5) 絵本や紙芝居の読み聞かせ

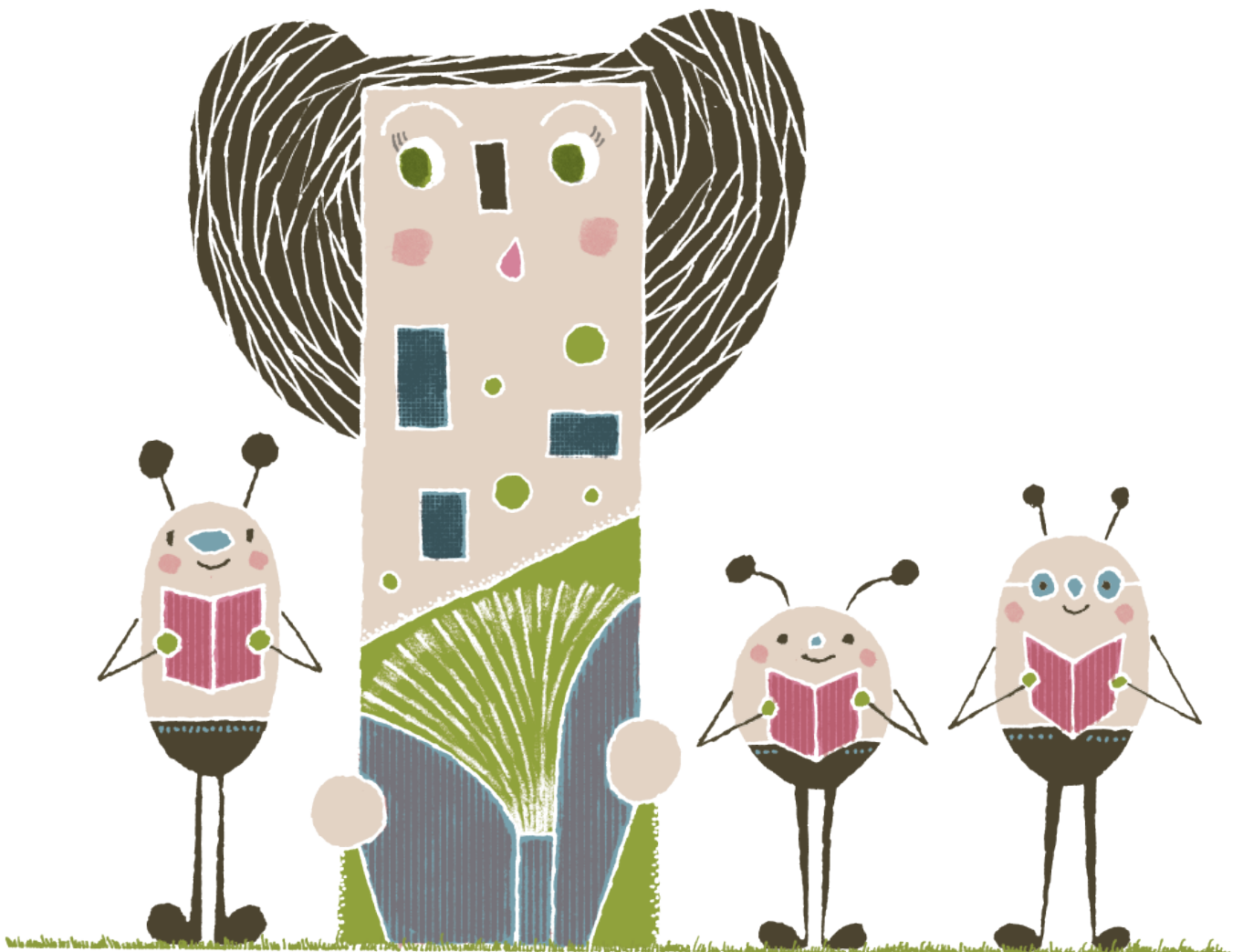
職員間で保育に活かせる絵本や紙芝居の紹介や絵本や紙芝居の読み方等の情報交換を行うことにより、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実を目指します。

## Ⅱ 小学生・中学生

小学生から中学生にかけては、本との接し方が変化します。小学校低学年では図書の楽しさに触れ、高学年になると自立して図書を読み、中学生になると目的や趣味等に応じて自ら図書を選定し、読書していきます。また、読書活動の多い小学生・中学生は、社会性、意欲、論理的思考等が高いということも言われています。

各学校では、各教科等における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が本に親しみ、本を読み、読書習慣を身につけることができるように支援しています。

また、小学校3年生を境に図書を読まなくなる割合が増えており、各学校図書館との連携を行いながら、自分自身が読みたいと思う図書と出会い、読書の楽しさ知り、目的に合わせた図書を選び、自主的な読書につながる機会を作るため、次の事業を実施します。



## 1 各学校での支援

---

### (1) 朝読書や各教科等における読書活動等の工夫

朝読書や読書週間等の全校一斉の読書活動やブックトーク、読み聞かせ等の読書活動を通して、本に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が本に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実を目指します。

### (2) 読書活動推進計画の充実

司書教諭を中心に、全体で自校の実態や本計画に基づいて読書活動推進計画を作成し、各学校図書館の活用をしていきます。指導の中で、年間指導計画に位置付けることにより、全教職員が連携して読書活動を推進し、今後は前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成して、より充実した内容となるように努めます。

### (3) 読書活動事例の共有

継続して各学校の読書活動の実践事例等を収集し、発表や情報交換の場を設け、小学生・中学生の読書経験や感想、各学校の実践事例等を家庭や地域等に周知できるように努めます。

また、各学校の読書活動や学級文庫の充実、子どもが読書に親しむ取組や指導等についての情報交換を継続し、自校においても実践できる読書活動を見つけ、読書活動の充実に努めていきます。

### (4) 読書感想文コンクールへの参加

各学校の小学生・中学生を対象に読書感想文コンクールを行い、優れた作品を表彰しています。今後は更に応募する参加者数を増やし、表彰される小学生・中学生が増えるように努めます。

### (5) 地域との連携

ブックトークや読み聞かせ、各学校図書館の図書整理や図書修理等のボランティア活動に、保護者や地域の人材の協力を得るよう、積極的に働きかけ、家庭・地域と連携し、充実した読書活動に努めます。

### (6) 各学校図書館の整備

各学校図書館の運営において、学校図書館補助員が読書活動充実のための環境の保持に努めていることで、授業における図書の活用や、図書の貸出や返却が円滑に行われています。各学校図書館補助員の配置を継続し、各学校図書館が円滑に運営できるように努めます。

#### (7) 各学校図書館の充実

文部科学省からの通知により、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するために国が定めた図書基準（「学校図書館基準」昭和34年文部省制定）及び学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）に従い、購入、修理、廃棄を計画的に行い、蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置等を行います。

## 2 市立図書館による学校等への支援

---

#### (1) 学校等の読書活動の支援

学校等が必要とする図書の貸出や充実に努めるとともに、学校への訪問等を行い、新たに図書に興味を持つ小学生・中学生が増えるよう努めます。

また、学校だけでなく関係各課の所管する施設への訪問や会議等へ参加し、図書に触れる機会を作ることができるように、関係各課との連携を図ります。

#### (2) 学校図書館との連携

学校図書主任等と情報交換を行い、また、学校からの質問や相談（レファレンス）に対応するなど、学校図書館が充実できるように支援していきます。

## 3 市立図書館での支援

---

#### (1) 図書館へ行きやすい環境の整備

4月23日の子ども読書の日、読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、小学生・中学生や保護者、教職員の参加を促します。また、小学生・中学生が参加できるような行事を実施し、小学生・中学生や保護者に子ども読書の日、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りを検討します。

また、今後の図書館の位置づけや考え方を検討する際には、小学生・中学生が利用した

いと感じ、興味を持つような図書館を目指して検討を行います。

(2) 図書等の充実

小学生・中学生からの要望、学校図書館との情報交換等を行い、より魅力的な図書等が充実するように努めます。

## 4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動

---

(1) 公民館での読書活動の推進

公民館では、親子を対象とした絵本等の読み聞かせや朗読の講座等の実施を検討し、また、自主講座において読書活動を推進する企画による参加を奨励します。加えて、企画実行委員の会議において読書推進の提案を行い、講座等を通じて充実した活動ができるように支援していきます。

また、読み聞かせや朗読の講座等において関係図書の紹介を行い、読書に触れる機会を増やします。

さらに、図書館との共催事業等を継続して行い、センターまつりにおいて図書館のリースサイクル図書事業の周知等を行います。

(2) 公民館での広報活動

読書活動についての関連記事の掲載、公民館独自で作成するポスターによる広報、掲示板での情報提供回数を増やしていきます。

(3) 児童館での読書活動の推進

図書に触れる機会を増やすため、地域の関係団体が行う読み聞かせの場の提供を図ります。また、全館で紙芝居や読み聞かせ用の本を配架していますが、所蔵図書だけでなく、図書館の紙芝居等も積極的に活用し、充実した読書活動を目指します。

(4) 児童館・学童保育所の図書コーナーの充実

施設を利用する小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナーの充実を図ります。

(5) 家庭文庫や地域文庫等の読書活動への支援

図書館では、地域で活動している地域文庫・サークル等との連携により、小学生・中学生が図書に触れる機会を作っており、今後も各団体が活動しやすいように、情報提供や活動の支援ができるようにします。

また、読書活動を行っている団体を含む各種団体の事業への支援を行い、読み聞かせ等の図書に触れる機会の充実に努めます。

### Ⅲ Y A（ヤング・アダルト）世代

Y A世代では、受験、部活動、進学等により読書に時間を割くことが難しく、また、読書の必要性が見いだせない世代です。時間を割いて読書することの意味や楽しさ、図書から得られる情報などの活用について、活用事例の紹介、図書の楽しさに気付くきっかけづくりを行います。

また、Y A世代とは将来を考える重要な時期でもあり、関係施設とも連携を図り、図書に触れる機会を作るために次の事業を実施します。



#### 1 Y A（ヤング・アダルト）世代への読書活動の推進

---

##### (1) 各種行事の実施

年齢が上がっても継続して図書に興味をもてるように、Y A世代と情報交換を行い、ニーズの把握に努め、各種行事を開催します。

##### (2) 図書に触れる環境の整備



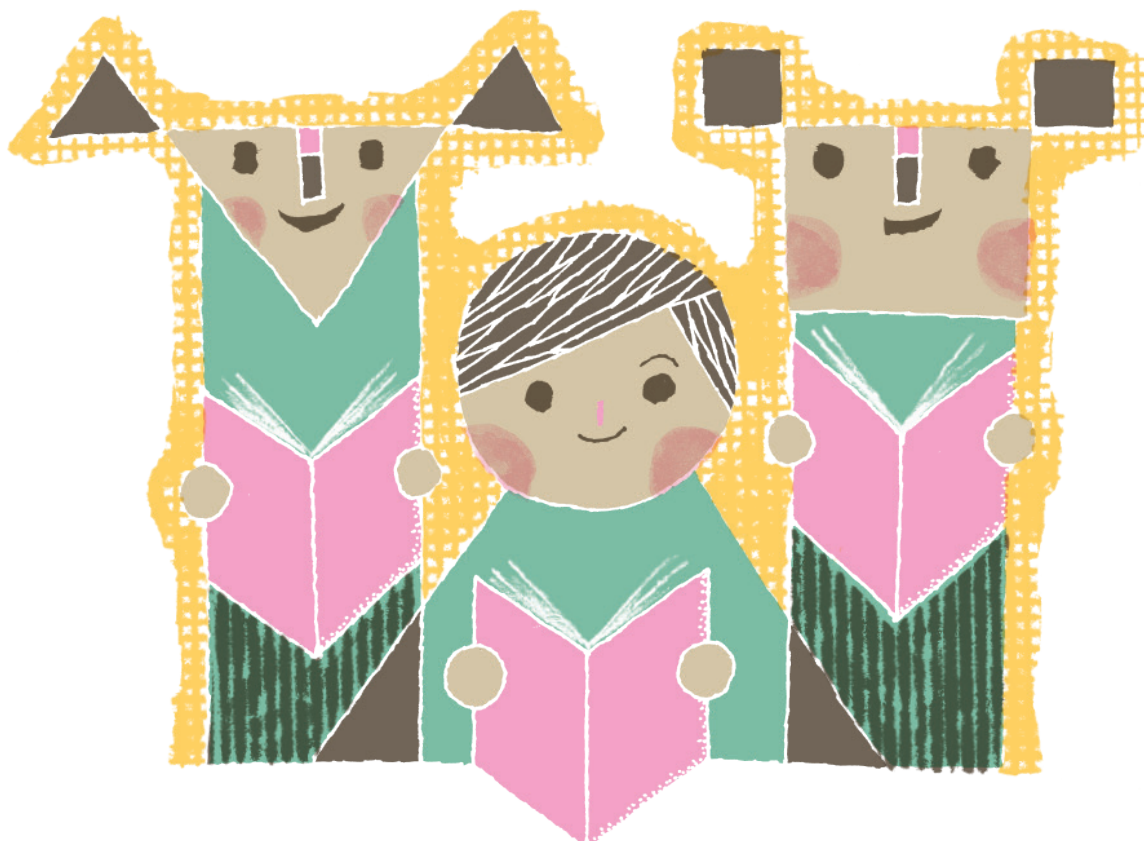
市内の大学等と連携し、図書離れの割合が高いY A世代への取組などについて検討し、地域で読書活動の推進ができるよう、図書離れしたY A世代が参加しやすい行事等を行い、図書に触れる環境作りを充実させます。

(3) 高校等との連携

高校等と積極的に情報交換を行い、Y A世代向けのおすすめ図書の紹介などを行い、充実した関係づくりを目指します。

## IV 特別な支援を必要とする子ども

特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書に触れられる機会を作るため、子どもの特性や状況に応じた支援の体制を検討します。平成28年4月1日から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容も考慮し、利用しやすい環境を創設するために、次の事業を実施します。



### 1 特別な支援を必要とする子どもへの取組

---

#### (1) 各学校での取組

特別な支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう努めます。

#### (2) 関係各課への支援

関係各課の施設で特別な支援を必要とする子どもが来て図書に触れられる機会ができ

るように、情報提供や機器の選択の際に相談等の対応を行い、特別な支援を必要とする子どもたちが図書に触れる環境整備に協力します。

(3) 特別な支援を必要とする子どもが図書館等へ行くことへの支援

特別な支援を必要とする子どもたちが、図書館等へ行きやすくするための支援に努め、療育施設等と図書館との連携を図ります。

## 2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援

---

(1) 関係施設への情報提供

市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援します。

## 3 市立図書館の充実

---

(1) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

市立図書館の運営方針である「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」に基づき、図書と併せて読書に必要な福祉機器類等の購入も検討し、読書活動の支援に努めます。

(2) 読書環境への配慮

特別な支援を必要とする子どもやその保護者が、図書館に安心して来られるよう、環境の整備を検討します。

また、特別な支援を必要とする子どもが通う施設から図書館への来館希望がある場合には、本人への配慮と併せて他の図書館利用者へも配慮して対応等を検討します。

## 第4章 | オリンピック・パラリンピック 開催を見据えた読書活動の推進

平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツだけでなく、日本の伝統や文化、また障がいに対する理解を深める必要があります。

本市では関係する各課が協力し、次の事業を実施します。



### 1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進

#### (1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて、各学校図書館に、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化、国際理解教育、障がいに対する理解を深める書籍等の充実を図ります。

### 2 市立図書館の取組

#### (1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介

幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況等を著した学習・参考図書の充実を目指します。

【参考】第3次小金井市子ども読書活動推進計画 第3章 事業一覧表

No	取組	施策項目	取組内容
I 乳幼児			
1 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信			
1	(1) 乳幼児を育てる家庭への支援	ブックスタート事業の継続	読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するためにブックスタート事業を継続します。
2		情報提供方法の充実	乳幼児のおはなし会を利用したいと考えている保護者の元に情報が届くよう、更なる広報に努めていきます。
3	(2) 親子で遊べる広場の読書活動への支援	図書コーナーの設置	親子あそびひろばに図書コーナーを設置し、年齢・季節を考慮した絵本を配置します。
4		読み聞かせ事業の実施	親子あそびひろばで絵本や紙芝居の読み聞かせ等を行い、親子のコミュニケーションの充実を図ります。
2 市立図書館による支援			
5	(1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供	成長に合わせた絵本や紙芝居等の紹介	探している絵本や紙芝居等の情報提供ができるようにサービスの充実に努めます。
6		乳児向け推薦図書パンフレットの作成	子育て中の保護者等への情報提供の充実に努めます。
7		関係機関への情報発信の見直し	情報発信や関係する方々への情報提供方法を検討し、周知活動の拡充に努めます。
8	(2) 図書館へ行きやすい環境の整備	子育て世代への支援	乳幼児を連れた保護者等が安心して行きやすい環境の整備を検討します。
9		書架の見直し	市民サービス向上に向けて、限られたスペースを有効に活用します。
10		図書館行事の周知活動の充実	図書館で実施している行事について、図書館の中での掲示だけでなく、ホームページなどの活用により、幅広く周知活動を行い、利用者が増えるように努めます。

No	取組	施策項目	取組内容
11	(2) 図書館へ行きやすい環境の整備	関係各課との連携	子ども読書活動推進計画の作成に携わっている関係各課の行事等でも図書に触れる機会を作ることができるように、関係各課との連携を図ります。
12	(3) 絵本や紙芝居等の充実	絵本や紙芝居等の購入・寄贈・リサイクル等の活用	関係機関の発信する情報等を収集し、乳児向けの絵本や紙芝居等が充実できるように努めます。
13	(4) 図書館等での定期的なおはなし会の実施	おはなし会の充実	乳幼児に読み聞かせる絵本や紙芝居の紹介だけでなく、わらべ歌や手遊びなどについても周知できるように、おはなし会の内容の充実を図ります。
14		関係団体との連携	関係団体が実施するおはなし会がスムーズに行えるように、関係団体と連携を取り、周知方法の見直しや団体貸出サービス等の充実に向けた検討を行います。
15		地域の特長にあったおはなし会の検討	対象となる子どもの年齢や地域の状況を検討し、地域にあったおはなし会ができるように検討を行います。
16		おはなし会の情報整理	おはなし会の活動状況の情報リスト、マップ等を作り、情報提供システムの構築を図ります。
17	(5) 読み聞かせ講座の実施	関係団体への支援	関係団体の方の活動が更に充実するよう、講習会・講座・研修等の実施により支援します。
18	(6) 外国語を母語とする子供、帰国した児童への読書活動の支援	外国語図書の充実	外国語図書の充実を図ります。

No	取組	施策項目	取組内容
3 保育園等、乳幼児と関わりのある諸機関における支援			
19	(1) 園児への読書活動への支援	絵本に親しめる環境づくり	絵本に親しみを持つように公立保育園の園内各所に名作絵本の登場人物の手作り人形を展示し、絵本に親しみの持てる環境づくりに努めます。
20		関係団体との情報交換	私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的に開催している園長会等で情報交換等を行います。
21	(2) 保育園での絵本や紙芝居の充実	絵本や紙芝居の購入・寄贈・リサイクル等の活用	絵本や紙芝居に関わる機関のおすすめ本リスト等を参考にして購入を検討します。
22	(3) 絵本に触れる環境づくり	園児が絵本に触れる工夫	乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本に触れられる環境の充実に努めます。
23	(4) 家庭への支援	家庭への情報提供	家庭で読むのに適した本の紹介を行うなど、家庭での図書活動の充実に支援します。
24		絵本の貸出	幼児クラスの園児へ、保育園所蔵の絵本の貸出を行っています。
25	(5) 絵本の読み聞かせ	絵本や紙芝居を通じた保育活動の充実	職員間での情報交換により、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実に目指します。
II 小学生・中学生			
1 各学校での支援			
26	(1) 朝読書や各教科等における読書活動等の工夫	読書機会の創出	本に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が本に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実に目指します。
27	(2) 読書活動推進計画の充実	充実した読書活動推進計画の作成	年間指導計画に位置づけ、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成することにより、充実した読書活動ができるようにします。

No	取組	施策項目	取組内容
28	(3) 読書活動事例の共有	読書活動事例等に関わる情報の共有	各学校が情報交換を行い、児童・生徒の読書経験や感想、各学校の実践事例等を家庭や地域等にも周知していきます。
29		読書活動の充実	各学校が情報交換を行い、自校においても実践できる読書活動を見つけ、読書活動の充実に努めていきます。
30	(4) 読書感想文コンクールへの参加	読書感想コンクールの参加者の増加	応募する参加者を増やし、表彰される児童・生徒を増やします。
31	(5) 地域との連携	充実した読書活動の実施	ブックトークや読み聞かせ、図書整理や図書修理等のボランティア活動に、保護者や地域の人材の協力が得るよう働きかけます。
32	(6) 学校図書館の整備	学校図書館補助員の配置日数の継続	学校図書館補助員の配置している日数が継続されるように検討します。
33	(7) 学校図書館の充実	図書に興味をもてる工夫	蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置等を行います。
<b>2 市立図書館による学校等への支援</b>			
34	(1) 学校の読書活動支援	図書の充実	各学校等が必要とする図書の貸出や充実に努めていきます。
35		学校等への訪問	各学校だけでなく関係施設への出前での読み聞かせやブックトークを検討します。
36		関係各課との連携	関係する施設への訪問や会議等へ参加し、図書に触れる機会を作ることができるよう、関係各課との連携を図ります。
37	(2) 学校図書館との連携	学校図書館の充実への支援	学校図書館が充実できるように、情報交換を行い、また、学校からの質問や相談（レファレンス）に対応するなど、学校図書館が充実できるように支援していきます。



No	取組	施策項目	取組内容
3 市立図書館での支援			
38	(1) 図書館へ行きやすい環境の整備	行事の情報提供	読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、子どもや保護者、教職員の参加を促します。
39		図書館に来るきっかけ作り	小学生・中学生が参加できるような行事を実施し、子ども読書の日、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りを検討します。
40		魅力ある図書館に向けた検討	今後の図書館の位置づけや考え方を検討する際には、児童・生徒が利用したいと感じ、興味を持つような図書館を目指して検討を行います。
41	(2) 図書等の充実	図書等の購入・寄贈・リサイクル等の活用	小学生・中学生からの要望、学校図書館との情報交換等を行い、より魅力的な図書等が充実するように努めます。
4 公民館、児童館、家庭文庫、地域文庫等での読書活動			
42	(1) 公民館での読書活動の推進	子育て世代への支援	親子を対象とした絵本等の読み聞かせや朗読の講座等の実施を検討し、また、自主講座において読書活動を推進する企画による参加を奨励します。
43		図書に触れるきっかけ作り	読み聞かせや朗読の講座等において関係図書の紹介、案内を行い、読書に触れる機会を増やします。
44		関係団体との連携	企画実行委員の会議において読書推進の提案を行い、講座等を通じて充実した活動ができるように支援していきます。
45		図書館との連携	図書館との共催事業等を行い、効果的に読書活動の推進を図ります。
46		リサイクル図書事業の周知	センターまつりでのリサイクル図書事業の周知等を行います。

No	取組	施策項目	取組内容
47	(2) 公民館での広報活動	情報提供の拡充	読書活動についての関連記事の掲載、公民館独自で作成するポスターによる広報、掲示板での情報提供回数を増やしていきます。
48	(3) 児童館での読書活動の推進	図書に触れるきっかけ作り	地域の関係団体が行う読み聞かせの場の充実を図ります。
49	(4) 児童館・学童保育所の図書コーナーの充実	図書に触れるきっかけ作り	小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナーの充実を図ります。
50	(5) 家庭文庫や地域文庫等の読書活動への支援	関係団体への支援	地域文庫・サークル等の活動ができるように、情報提供や活動の支援になるように図書の充実を目指します。
51		図書に触れるきっかけ作り	読書活動を行っている団体を含む各種団体の事業への支援を行い、読み聞かせ等の図書に触れる機会の充実に努めます。
III YA（ヤング・アダルト）世代			
1 YA（ヤング・アダルト）世代への読書活動の推進			
52	(1) 各種行事の実施	各種行事の実施	年齢が上がっても継続して図書に興味をもてるように、YA世代と情報交換を行い、ニーズの把握に努め、各種行事を開催します。
53	(2) 図書に触れる環境の整備	図書に触れるきっかけ作り	図書離れの割合が高いYA世代が参加しやすい行事等を行い、図書に触れる環境作りを充実させます。
54	(3) 高校との連携	高校等との情報交換	高校等と積極的に情報交換を行い、おすすめ図書の紹介などを行っていき、充実した関係づくりを目指します。

No	取組	施策項目	取組内容
IV 特別な支援を必要とする子ども			
1 特別な支援を必要とする子どもへの取組			
55	(1) 各学校での取組	図書の充実	子どもの状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定し、特別な支援を必要とする子どもが読書に親しんでいけるよう努めます。
56	(2) 関係各課の支援	図書に触れる環境づくり	関係各課の施設で特別な支援を必要とする子どもが来て図書に触れられる機会ができるように、情報提供や機器の選択の際に相談等の対応を行い、特別な支援を必要とする子どもたちが図書に触れる環境整備に協力します。
57	(3) 支援の必要な子どもが図書館等へ行くことへの支援	療育施設等と図書館との連携	特別な支援を必要とする子どもたちが、図書館等へ行きやすくするための支援に努め、療育施設等と図書館との連携を図ります。
2 市立図書館による特別支援学校や療育施設等への支援			
58	(1) 関係施設への情報提供	関係施設との連携	市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援します。
3 市立図書館の充実			
59	(1) 特別な支援を必要とする子供の読書活動の支援	読書ができる環境への支援	本とあわせて読書に必要な福祉機器類等の購入も検討し、読書活動の支援に努めます。
60	(2) 読書環境への配慮	安心して来られる図書館への検討	特別な支援を必要とする子どもやその保護者が、図書館に安心して来られるよう、環境の整備を検討します。
61		来館希望への対応	特別な支援を必要とする子どもが通う施設から図書館への来館希望がある場合には、本人への配慮と併せて他の図書館利用者へも配慮して対応等を検討します。

【参考】第3次小金井市子ども読書活動推進計画 第4章 事業一覧表

No	取組	施策項目	取組内容
オリンピック・パラリンピック			
1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進			
62	(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進	オリンピック・パラリンピックに関連した読書活動	オリンピック・パラリンピック関連書籍コーナーを設置し、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動を充実させます。
2 市立図書館の取組			
63	(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介	図書館の充実	幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況などの図書館の充実を目指します。

- [資料1] 子どもの読書活動の推進に関する法律
- [資料2] 小金井市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要綱
- [資料3] 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱
- [資料4] 小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に

積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



### 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 第3次小金井市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (4) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

#### (構成)

第3条 庁内検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部図書館長
- (2) 学校教育部指導室長
- (3) 学校教育部庶務課長
- (4) 学校教育部学務課長
- (5) 生涯学習部生涯学習課長
- (6) 生涯学習部公民館長
- (7) 福祉保健部自立生活支援課長
- (8) 福祉保健部健康課長
- (9) 子ども家庭部子育て支援課長
- (10) 子ども家庭部保育課長
- (11) 子ども家庭部児童青少年課長

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、庁内検討委員会を代表し、庁内検討委員会の運営を総括する。

3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第2号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 庁内検討委員会の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会を設置する。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

#### (設置)

第1条 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の下部組織として、第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 作業部会は、庁内検討委員会の指示に基づき、次に掲げる事項について具体的な検討を行い、検討結果を庁内検討委員会に報告するものとする。

- (1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (4) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

#### (構成)

第3条 作業部会は、次に掲げる課、室及び教育機関の長から推薦される者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部図書館
- (2) 学校教育部指導室
- (3) 学校教育部庶務課
- (4) 学校教育部学務課
- (5) 生涯学習部生涯学習課
- (6) 生涯学習部公民館
- (7) 福祉保健部自立生活支援課長
- (8) 福祉保健部健康課
- (9) 子ども家庭部子育て支援課
- (10) 子ども家庭部保育課
- (11) 子ども家庭部児童青少年課

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、前条第1号に掲げる機関の長から推薦される部員をもって充てる。

2 部会長は作業部会を代表し、作業部会の運営を総括する。

3 作業部会に副部会長を置き、前条第2号に掲げる室の長から推薦される部員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、庁内検討委員会の委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過

### 1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成27年4月17日	(1) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画調査結果の報告・意見交換 ア 平成26年度の進捗状況について イ その他 (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について ア 策定作業スケジュール(案) イ 庁内検討委員会作業部会担当者選出依頼 (3) その他
第2回	平成27年5月15日	(1) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画調査結果の報告・意見交換 ア 平成26年度の進捗状況について イ その他 (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について ア 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)について イ 庁内検討委員会作業部会担当者選出依頼 ウ 関係機関アンケートについて (3) その他 ア スケジュールについて
第3回	平成27年8月12日	(1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定スケジュール(案)について (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)について
第4回	平成27年9月4日	(1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の策定スケジュールについて (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(素案)について (3) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の進捗確認について
第5回	平成28年1月15日 (開催せず)	パブリックコメントの内容について議論 ※関係各課と事務局で調整

## 2 第3次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成27年6月19日	(1) 作業部会の実施すること (2) 第2次小金井市子ども読書活動推進計画 (3) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(素案) (4) その他
第2回	平成27年7月10日	(1) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(素案)について (2) 第3次小金井市子ども読書活動推進計画の成果指標について (3) その他
第3回	平成27年9月4日	庁内検討委員会との合同部会(次第は第4回と同様の内容)

## 3 図書館協議会等への説明会やパブリックコメント

対象	開催日	主な内容
第13期図書館協議会	平成27年9月24日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
第14期図書館協議会	平成27年11月30日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
パブリックコメント	平成27年11月20日 ～12月20日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント
市民説明会	平成27年12月10日	第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
第14期図書館協議会	平成28年1月25日	パブリックコメントへの回答及び今後の予定の説明

平成 28 年 3 月作成

[作成] 小金井市生涯学習部図書館

[デザイン・イラスト] 東京学芸大学 正木賢一メディアラボ



Amalia schenke hat sich mit der Kunst der Buchkunst beschäftigt und hat eine Reihe von Büchern über die Kunst der Buchkunst geschrieben. Sie hat auch eine Reihe von Büchern über die Kunst der Buchkunst geschrieben.